

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月28日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4
氏名	広島市長 松井 一實
(下水道局管理部千田水資源再生センター)	
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	082-241-8256
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	千田水資源再生センター
事業場の所在地	広島市中区南千田西町 1 1 番 3 号
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	水道業
②事業の規模	処理能力 55, 600 m ³ /日
③従業員数	55名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(濃縮汚泥) 脱水⇒貯留⇒搬出⇒中間処理⇒再資源化 (沈砂・しさ) 搬出⇒中間処理⇒再資源化及び埋立処分
外部委託範囲	

別紙1

(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		処理委託に関する事項		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量						再生利用業者への処理委託量					
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
	2563120		2563120		2563120		2563120		2563120		2563120		2563120		2563120		2563120		2563120	
燃え殻																				
汚泥	114,268	110,460	0	0	0	0	114,076	110,274	0	0	11,776	10,499	8,360	6,663	11,671	10,391	0	0	0	0
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
紙さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	114268.13	110460	0	0	0	0	114076	110274	0	0	11776.23	10499	8359.6	6663	11670.95	10391	0	0	0	0

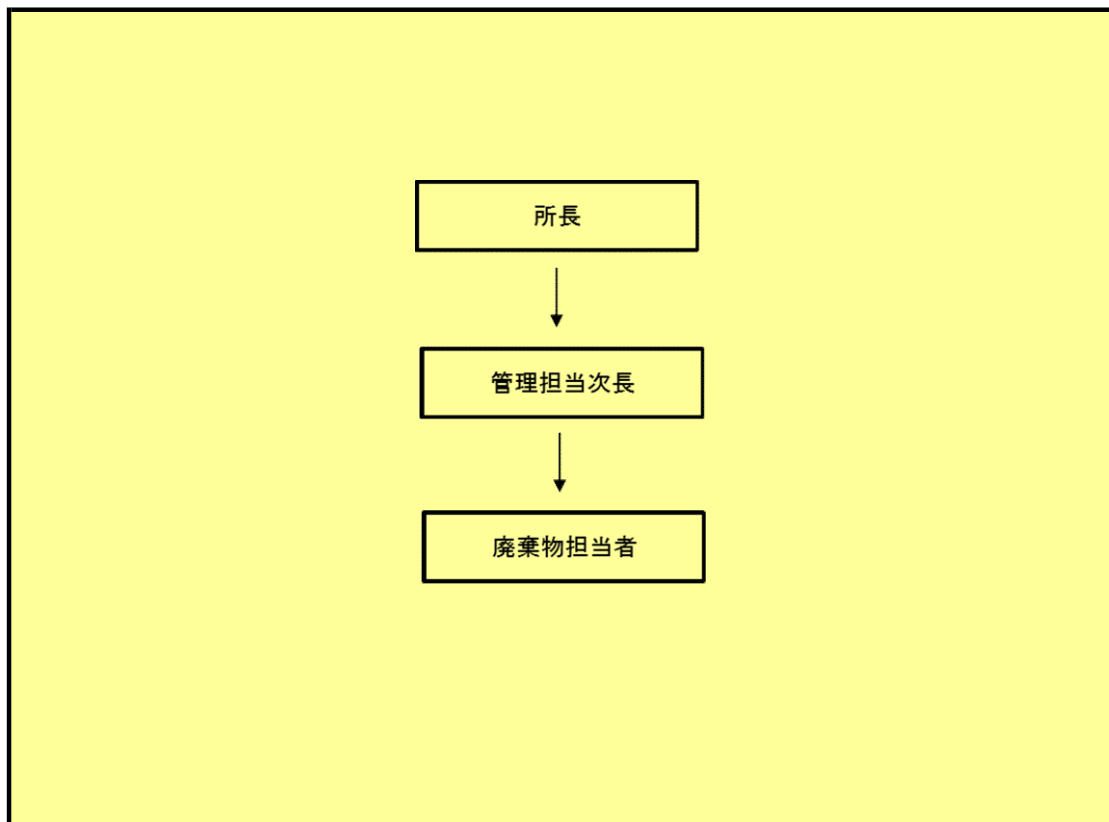
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	高分子凝集剤の使用量調整、ポリ硫酸第二鉄注入等により脱水ケーキの含水率低下を図り、排出する脱水ケーキ量を抑制した。
②計画 (今後実施する予定の取組)	高分子凝集剤の使用量調整、ポリ硫酸第二鉄注入等により脱水ケーキの含水率低下を図り、排出する脱水ケーキ量を抑制する。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の 種類及び分別に関する取組)	汚泥に含まれるしさを機械式自動スクリーンにて分別し、廃棄物の分別保管を徹底している。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	汚泥に含まれるしさを機械式自動スクリーンにて分別し、廃棄物の分別保管を徹底する。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特に無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	特に無し

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	濃縮汚泥の脱水。高分子凝集剤の使用量調整、ポリ硫酸第二鉄注入等により脱水ケーキの含水率低下を図り、排出する脱水ケーキ量を抑制した。
②計画 (今後実施する予定の取組)	濃縮汚泥の脱水。高分子凝集剤の使用量調整、ポリ硫酸第二鉄注入等により脱水ケーキの含水率低下を図り、排出する脱水ケーキ量を抑制する。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	特に無し
②計画 (今後実施する予定の取組)	特に無し

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	産業廃棄物の再生利用を処理業者へ委託しており、定期的に現地履行確認を行っている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	産業廃棄物の再生利用を処理業者へ委託し、定期的に現地履行確認を行う。